

南砺市告示第 9 1 号

南砺市ふるさと納税等を活用した補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市ふるさと納税等を活用した補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成 1 6 年南砺市規則第 3 6 号。以下「規則」という。）第 2 0 条の規定に基づき、南砺市ふるさと納税等を活用した補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業版ふるさと納税 地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。
- (2) 認定地域再生計画 地域再生法第 7 条第 1 項に規定する認定地域再生計画をいう。
- (3) ふるさと納税 市に対する寄附行為であつて、ふるさと納税制度の対象となる寄附をいう。
- (4) ガバメントクラウドファンディング ふるさと納税制度を活用し、市が事業を実施するために必要な経費をインターネット等を通じ広く不特定多数の人々から集める資金調達の仕組みをいう。
- (5) 企業版ふるさと納税活用事業 企業版ふるさと納税を財源とした補助事業をいう。

(6) ガバメントクラウドファンディング活用事業 ふるさと納税を財源とした補助事業をいう。

(7) 必要最低補助額 企業版ふるさと納税活用事業において、事業の実施に必要な最低限度の寄附の額で、採択事業ごとに設定するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域活性化を図るため、市が定める認定地域再生計画に記載されている事業に係る事業の実施者に対し、ふるさと納税等の寄附金を財源として、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の区分、補助対象事業等)

第5条 補助金の区分、補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の額及び補助限度額並びに補助対象期間は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

3 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

(1) 政治、宗教又は選挙活動にかかわるもの

(2) 国、地方公共団体その他の機関から助成を受けているもの

(3) 施設、設備等を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていない事業（当該関係者の承諾を得られる見込みがある事業を除く。）

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反すると市長が認めるもの

(5) 過去の補助事業を含め市が実施する他の補助事業に該当するもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 交際費

(2) 慶弔費

- (3) 親睦会費
 - (4) 福利厚生費
 - (5) 租税公課
 - (6) 減価償却費
 - (7) 寄附金
 - (8) 適正な時価でない額で取引又は計上される経費
 - (9) 国、県その他の地方公共団体から受ける他の補助金の対象となる経費
 - (10) その他補助対象経費とすることが適当でないと認められる経費
- (事業の提案)

第7条 この要綱による補助を受けるために事業を提案する者（以下「事業提案者」という。）は、事業提案書（様式第1号）に関係書類を添えて提出し、当該事業の内容を市長に対し提案するものとする。

- 2 事業提案者は、前項の提案をするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して補助対象経費を算定しなければならない。ただし、提案時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業の採択)

第8条 市長は、前条の規定により提案を受けたときは、その内容を審査の上、当該提案を採択するか否かを決定するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する決定をしたときは、事業提案者に対し決定の結果を提案事業採択・不採択決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(寄附者の公募)

第9条 市長は、前条の規定により採択した事業（以下「採択事業」という。）に対し、寄附（企業版ふるさと納税及びふるさと納税をいう。以下同じ。）をする者を公募するものとする。

(寄附)

第10条 前条の規定による公募に応じて寄附をする者（以下「寄附者」という。）

は、寄附をする際に、採択事業の指定等届（様式第3号）を市長に提出し当該寄附を充当すべき採択事業を指定するものとする。

2 前項の場合において、当該寄附者が当該寄附をした後に、当該指定した採択事業について、次に掲げる事由が生じたときは、当該指定した採択事業以外の事業に当該寄附が充当されることを承諾した上で、寄附をするものとする。

（1）事業提案者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

（2）事業の完了後に事業費が寄附の額まで達しなかったとき。

（3）当該補助に関する議案が南砺市議会で議決されなかったとき。

（4）その他特別な事情により市長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。

（5）企業版ふるさと納税活用事業においては、寄附の額が採択事業ごとに設定する必要最低補助額に達しなかったとき。

3 前項各号に掲げる事由が生じた場合において、寄附者は、当該寄附者がした寄附金の返還を市長に求めることができないものとする。

4 企業版ふるさと納税を行う寄附者は、第1項の規定により採択事業を指定する場合において、当該寄附者と関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）にある団体が実施する採択事業を指定してはならない。

5 寄附の額が必要最低補助額に達したときまたは確定したときは採択事業にかかる寄附額内定通知書（様式第4号）により、事業提案者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」とい

う。）は、南砺市ふるさと納税等を活用した補助金交付申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の申請に準用する。

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定し、南砺市ふるさと納税等を活用した

補助金交付決定（却下）通知書（様式第6号）により申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、補助対象事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の7割以内の額を概算払により交付することができる。
- 3 市長は、前条第2項において準用する第7条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 市長は、第1項の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の着手）

第13条 補助対象事業の実施に関し、補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、当該交付決定前に要した事業にかかる経費も補助対象経費として認めるものとする。この場合において、事業提案者は、当該補助対象経費に係る補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を受けることができないことを承諾した上で、事業に着手するものとする。

- （1）第8条の規定による採択がされなかったとき。
- （2）当該事業の議案が南砺市議会で議決されなかったとき。

（変更申請等）

第14条 第12条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの事項を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南砺市ふるさと納税等を活用した補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）実施主体の変更
- （2）事業目的の変更
- （3）補助対象経費の区分ごとに配分された額の10パーセントを超える増減
- （4）補助事業の内容の変更。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付決定団体の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業の変更又は中止、若しくは廃止を承認し、変更（中止・廃止）承認通知書により当該交付決定団体に通知するものとする。

（事業の経理等）

- 第15条 交付決定団体は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

（契約等）

- 第16条 企業版ふるさと納税活用事業を実施する交付決定団体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 企業版ふるさと納税活用事業を実施する交付決定団体は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、市長に届け出なければならない。

- 3 交付決定団体は、第1項又は第2項の契約に当たり、市から指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、市長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 4 前各項の規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、交付決定団体は、必要な措置を講じるものとする。

（事業の遅延）

- 第17条 交付決定団体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、事業遅延等報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第18条 交付決定団体は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付決定団体は、前項に規定する実績報告書の他、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から起算して5年間保管しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第19条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南砺市ふるさと納税等を活用した補助金確定通知書（様式第10号）により交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第20条 補助金の請求は、南砺市ふるさと納税等を活用した補助金（概算払）請求書（様式第11号）による。

（補助金の返還）

第21条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた団体があるときその他規則第16条に該当するときは、当該団体に対し補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（資産の管理）

第22条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定したことに対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第4条及び第5条関係）

補助金の区分	補助対象者	補助対象事業	補助金の額及び補助限度額	補助対象期間
（1）企業版ふるさと納税活用事業	法人格を有する団体	市が定める認定地域再生計画に記載されている事業に係る事業で、補助対象経費の合計額が5,000,000円以上のもの	上限額は提案事業の補助対象経費の合計額とし、当該事業を充当先として指定した企業版ふるさと納税による寄附金の合計額を補助金の額とする。	原則1年間とし、最長3年間とする。
（2）ガバメントクラウドファンディング活用事業	市内に事務所及び活動場所を有する民間企業、NPO、市民活動団体、地域づくり協議会等。ただし、自治会、町内会等は除く。	地域活性化及び定住人口・交流人口の増加を図る事業等、市の地域課題の解決につながる事業	上限額は提案事業の補助対象経費の合計額とし、補助額は返礼品ありとして受領した寄附金の10分の4に相当する額と、返礼品なしとして受領した寄附金の10分の7に	原則1年間とし、最長3年間とする。

			相当する額と を合算した額 とする。ま た、下限額は 定めないが、 寄附目標額 2, 5 0 0 , 0 0 0 円以上 とする。	
--	--	--	---	--